

令和4年3月16日

保護者 様

我孫子市教育委員会
教育長 丸 智彦

令和4年度 学校職員の働き方改革の推進について

日頃より、本市の学校教育へのご協力に感謝いたします。

さて、学校職員の多忙化・長時間勤務の課題に対し、本市では平成31年4月に「我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プラン」を施行しました。行事の精選や内容の見直し、音声電話対応の導入、部活動ガイドラインの策定等、学校職員が心身ともに健康でゆとりをもって子ども達と向き合える時間を確保し、充実した教育活動に従事できるよう、業務改善の取組を進めてきました。

3年が経ち、超過勤務時間の縮減等、一定の成果はありましたが、この間、新学習指導要領やGIGAスクール構想等の教育課程の大きな変更、新型コロナウイルス感染症対策等の新たな課題への対応があり、国や県が示す目標に達しておらず、さらなる業務改善を進めるため、プランの見直しを図りました。特に、教育課程外の部活動については、今後、その目的や内容を再考し、地域と連携・協力して持続可能な活動を目指していきたいと考えています。

つきましては、令和4年4月より下記のとおり実施しますので、学校職員の現状及び働き方改革の推進についてのご理解をよろしくお願いします。

なお、今後、各学校より学校だよりや保護者会等にて、学校毎の内容についてお知らせします。

記

我孫子市立小中学校職員の働き方改革推進プラン（抜粋）

[目的] **－ 我孫子で育つ子ども達の笑顔のために －**

学校教育の質の向上を目指し、学校職員が心身ともに健康でゆとりを持ち
子ども達と向き合える環境を整備する。

Ⅱ 業務の改善と削減の推進 **【継続】**

(1) 「ノー残業デー」の各校完全実施 ～（例）17：30までに退勤～

・各学校で実施日を決めて、全校で実施します。

※職員の勤務時間は学校によって違い、例えば8:00～16:30等となっています。「ノー残業デー」という名称になっていますが、残業手当はないため、正確には教職員に残業という勤務の仕組みはありません。

(2) 夏季・冬季休業中の閉庁日を含む「学校閉鎖期間」の拡大

・閉鎖期間は部活動も実施しないため、職員が長期の休暇を取得しやすい環境を作ると共に、児童生徒が家族と過ごす時間等を確保します。

(3) 電話対応時間の設定 ～夜間・休日の扱い～

- ・以下の時間設定は一例であり、各校の設定時間は当該校ホームページ等をご覧ください。

- ・ノー残業デー： [小・中] 7：15 ～ 17：30
- ・他の平日： [小] 7：15～18：00、[中] 7：15～19：00
- ・土日祝日： 電話対応なし（学校行事等開催時は平日に準じる）
- ・長期休業中： 8：10 ～ 16：40（学校閉鎖期間を除く）

- ・上記の時間以外は、音声電話対応になります。
- ・都合により上記時間帯での電話連絡が困難な場合は、連絡帳等で事前に時間外に電話連絡をしたい旨、学校へお知らせください。個別に対応します。
- ・部活動等での緊急連絡先については、事前に学校よりお知らせします。

※電話対応時間外で、児童生徒の生命・安全に関わる重大事態時は、市役所へ連絡願います。

我孫子市役所 04-7185-1111（代表）

〈代表から各校の管理職へつなぎますので、学校名・学年組・名前・電話番号をお知らせください〉

Ⅲ 学校を支える人員体制の整備 【予定】

(1) 「部活動指導員」等による支援体制の構築

- ・令和6年度（2024）導入を目標に、人材確保と職務内容、雇用条件等の明確化を行います。

Ⅳ 我孫子市「部活動の在り方に関するガイドライン」 【変更】

(1) 各学校の方針や各部活動の特性に応じて、オンシーズンとオフシーズンを考慮して実施します。

(2) 活動日数や時間、休養日の設定

A. 小学校

①平日 ⇒ 1週間のうち、3回の活動を上限とします。

【例外】 ・市内陸上競技大会や音楽発表会の前は、週4日・2時間以内の活動を可とする。

②休日（土日祝日）や長期休業日 ⇒ 原則として実施しません。

【例外】 ・コンクールに参加する吹奏楽部等は、長期休業中の平日の活動を可とする。

B. 中学校

①平日 ⇒ 1週間のうち、1日以上の休養日を設定します。

⇒ 活動時間は、2時間以内とします。

②休日（土・日・祝日などの休業日）

ア 1日以上の休養日を設定します。

イ 大会やコンクール等、それに向けた練習を行い、休養日がとれなかった場合、その翌週等で2日以上の休養日を設定します。

ウ 活動時間は、3時間程度とします。

エ 試合等で「終日活動」の場合は、1時間以上の休息をとります。

③長期休業日（夏季・冬季）

- ・上記②アを除き、休日と同様です。

- ・1週間に、2日以上の休養日を設定します。

(3) 特に中学校において、生徒数の減少に伴い、適切な部の数を学校毎に設定していきます。